

公益社団法人埼玉県理学療法士会
令和3年度第4回理事会議事録

1. 開催日時：令和3年9月21日（火）19：00～21：23
2. 会 場：インターネット会議
3. 理事現在数及び定足数
理事現在数 19名 定足数 10名
4. 出席理事数 19名
出席理事： 南本浩之、岡持利亘、水田宗達、田口孝行、原田慎一、渡邊雅恵、横山浩康
茄子川知浩、兵頭甲子太郎、赤坂清和、三宮将一、阿久澤直樹、櫻場勝、吉川貴矩
宇野潤、真下和貴、菊地裕美、乙戸崇寛、渡邊賢治
欠席理事： なし
5. 監事現在数及び出席監事氏名
監事現在数 2名
出席監事：前園徹、清宮清美
欠席監事：
6. 出席部長・エリア長・委員長
原嶋創、塚田陽一
7. 出席部員
清水恭兵（書記）
8. 議長の氏名
南本浩之
9. 議 題

<計画内審議>

なし

<計画外審議>

【事務局】運動器理学療法標準評価普及協会からの情報掲載以来について

【事務局】WEB会議・研修会のために事務室環境整備について

【教育局】教育局新人教育部 第1回新人研修会 実施計画について

【専門性委員会】第30回埼玉県理学療法学会での事務員の雇用について

【教育局】教育改組織について

<報告事項>

【事務局】LINEWORKS 審議について

【財務局】令和3年度財務状況について

【財務局】県士会の研修における領収書について

<その他事項>

【岡持副会長より】ケアラー支援について

【南本会長より】埼玉県理学療法連盟との協働に伴う政治活動について

【南本会長より】埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例について

10. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭、本理事会はインターネット会議のため出席者の通信状況を確認し、問題なく進行できることを確認した。また、議長が定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣言した。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

<計画内審議事項>

なし

<計画外審議事項>

【事務局】運動器理学療法標準評価普及協会からの情報掲載依頼について

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき運動器理学療法標準評価普及協会からの情報掲載以来について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

阿久澤：承認しない。県をまたぎ、岐阜県まで地付研修を受けるということを推奨することは、埼玉県内の理学療法士にとってメリットがないと考えて、最終的に承認しない選択をした。

岡持：反対意見が誰からもでないので、いいかなと思いました。

審議の結果、出席理事の反対多数のため否決された。

【事務局】WEB 会議・研修会のために事務室環境整備について

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき WEB 会議・研修会のために事務室環境整備について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

茄子川：移動スタンドは実際どれくらいの価格か。費用だけを見ると高額に感じる。また、移動スタンド・設置費がどのくらいなのかを知りたい。

水田：75 型ディスプレイ 33 万円、移動スタンド 6 万 5 千円。

茄子川：モニター代は高い。設置費用も込みでの金額か。

水田：設置費用も込みである。

渡邊雅：NHK の受信料は払っているのか。TV チューナーにすると、また払ったりするのか。

水田：事務室のアンテナがあるかないか確認をした。アンテナはあるが、老朽化しているため工事が必要。大家さんからは工事の了承も得ている。すぐには繋げられないが、値段的にチューナー付きの方が安い。あえて、チューナーなしの方を選ばなくても良いかと考えている。チューナー付きの使用用途は、災害が起きた際そこから情報を得られる。

渡邊雅：付けるのであれば問題ない。

阿久澤：病院だと相見積を出したりするのですが、普段はどうされているのか。

水田：物品を購入するときは、相見積をとるのがベスト。今回は、配線工事もあったので、一緒に大塚商会に相談して見積もりをとってもらっている。工事は他の候補が上がらないが、モニターに関しては業者で見見積もりを出していくことが出来る。

岡持：それがいいと思う。

阿久澤：手間ではあるが、会員費からの運営になるため、その点を考慮できるとよいと思った。

兵頭：金額がいくら以上の場合だと 3 社見積もりをとるなどと言った決まりはあるのか。

水田：現状決まりはない。審議にあげてもらっているか、予算内であればそこで進めてしまっている。物品類を管理するのに、買ったら事務局に届出をするようにしてもらっている。予算内であれば、購入し申請してもらっている。予算を超えるような金額の場合は計画外審議に上げてもらっている。

兵頭：特に今まで問題にならなかったのであればそのままの流れで良いのかと思うが、先程のお話でもあったように会員様のお金である以上何か規定があると手続き上の説明なども後でしやすいと思う。

前園：阿久澤理事の言う通り相見積を出した方がよい。総会で説明が見つからない。

審議の結果、ネットの工事については原案通り、出席理事全員一致で承認された。モニター価格については相見積もりをとって再度審議とされた。

【教育局】教育局新人教育部 第1回新人研修会 実施計画について

議長の求めに応じ、赤坂教育局長から資料に基づき第1回新人研修会 実施計画について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

宇野：C領域については、協会がオンラインでやるといっていたと思うが、埼玉県では教育局でやっていたということが凄く有難いことだと思う。協会では、C領域をオンラインでやる予定が計画されているかを確認したい。

赤坂：C領域の一部は協会がeラーニングで視聴できる。ただ、受講生が集まらず受講のきっかけに結びつかなかった。今回はあえてリモートによる講習会とし当日に講師の先生と質疑応答ができるように考えている。これを1日でやることで新人の方が参加するきっかけになればと。一番とりにくいのがCの内容のため、Cの内容に限って、工夫して開催したい。

田口：C領域はeラーニングを行っているが、有料となっている。その他の領域は新人のみ無料。厚生部の方がグループでビンゴをするなど交流の機会を考えている。

櫻場：講演が1~4までであるが、申し込みは1個ずつできるのか。

赤坂：1つだけ視聴しても、C領域の単位が満たされない。うまく全体を視聴する形で考えている。参加者のほとんどの方がC領域を視聴していない人。中には、一部だけで大丈夫と言う人も出てくると思うので、一部だけの参加も出来るように考えている。

櫻場：県外からも申し込みがくる場合、料金はどうするのか。

赤坂：申し込みの採択に関しても、認定専門研修会で行っている申し込み方法を採用する。最初は県内の方を優先的に検討しているため、そのような形で進めていこうと考えている。

阿久澤：ZOOM上で参加確認方法の工夫などがあれば今後の参考にしたいので、教えていただきたい。

赤坂：認定専門研修会でも行っているが、画面確認を必ず行う。フリーズしている人には、個別チャットあるいはメールで確認をとる。視聴が確認できない場合は、終わってから審議となる。稀にお子様のおむつ交換や車の運転中など事例があったが、内容に関して理解があれば、単位を認定している。稀のケースだが、何も反応がない場合は、審議する対応をとっている。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で承認された。

【専門性委員会】第30回埼玉県理学療法学会での事務員の雇用について

議長の求めに応じ、乙戸専門性委員会担当理事から資料に基づき第30回埼玉県理学療法学会での事務員について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

水田：事務局だと直接雇用しているスタッフが3名いる。3名とも労務管理部で勤怠管理や給与面の管理をしている。労災関係も社労士と相談し、勤務中に何かあった時の補償を整えて雇用している。もし何かあった場合のことを考えてきちんと準備していけると良いのでは。毎年同じ流れとなっているのであれば、今いる3名の中で事務作業を引き継ぎしてもらえれば、毎年その時期は、事務員さんが出来る体制を整えられる。最初はマニュアル作成などで大変だが、そういったところまで検討出来ると良いのでは。

乙戸：上尾にいる事務員さんこれまでも公文書の発行など様々な依頼している。しかし、入金・通帳のダブルチェックや学会など1000名を超えるような参加者の場合は、大学内で解決する事が難しい。今後も、限られたスタッフの中でやるべきなのか。それとも、学会業者にお願いしているのか、埼玉県会員以外の方がお手伝いしている現状もあるなかで、あえて埼玉県士会員でないといけない理由はあるのか。金銭面は妥当性の問題であるため、一番危惧しているのは、身内をお願いして、家族の利益になってしまうと誰でも非常勤雇用を2名だったら雇って良いとなってしまうのか。埼玉県理学療法士会会員外の人に非常勤事務職員として

雇用する場合は、氏名・住所・関係性なども審議の中に入れるなどの工夫が必要だと感じている。

渡邊賢：業務を委託するというよりは、県士会で学会のための非常勤職員を雇用するということか。それとも、業務委託として、学会会社の社員として扱ってやるのか？臨時職員として認めて欲しいということなのか。それとも違うのかははっきりしなかったので、教えていただきたい。

乙戸：学会の時だけの臨時職員として考えていた。埼玉県理学療法士会で非常勤職員を雇用するシステムがないのであれば、それに基づいて契約書などが発生するものがあればよいと感じた。学会の業務量や負担量に応じて考慮しても良いのかと感じた。際限なく雇用してしまうと、労働基準や保険の問題もあるため、大枠で決めてもらえるのであれば、それに基づいて行いたいと思う。

渡邊賢：目的がはっきりしているため、非常勤で雇用出来ると良いのかと思った。

兵頭：雇用形態によるが、雑多業務に関しては時給換算で支払いができるのかが疑問。どのような形でどなたに依頼するのかによりますが、帰って面倒になり煩雑にならないか。何か具体的な話は出てきているのか。

乙戸：どのような方に雇用をお願いするかなどは出てきていない。同僚や教職員をお願いするのは、難しそうであり知り合いのついでで依頼をするのではないかと思う。

兵頭：そういった形であればなんとなく想像ができた。

南本：雇用管理は誰がどうするのか。

乙戸：具体的な労務の管理はお伺いしていない。おそらくそこまで想定して提案したものではないと思われる。どれくらいの日数を担当してお支払いしたかは明示しなければいけないと思う。費用の問題ではなく、システムの問題を不安視されている。今後のためにも、埼玉県理学療法士会の非常勤雇用契約という形での書式があればいいのかと思う。

田口：私も学会準備に携わっている。大学の理学療法学科に事務職員にも協力してもらっている。会議に参加したら何時間とあるが、普段の業務の積み重ねでお支払いする方法もあるので、後者の方法で適用していきたいと思っている。実際どれくらいかかるのかに関しては我々が通常日当でもらうようなくらの額でお支払してもらおう。理学療法士でなくても、日当という形で雇用する形でもいのでは。

南本：日当の支払いはできない。雇用になるため、きちんと非常勤契約をして労務管理に基づく賃金になる。先程おっしゃっていた我々の日当との事務換算とは話が別で、何時から何時までという雇用のルールの下で雇用しなければいけない。埼玉県の最低賃金を上回る額で管理する。言われている労務の大変さを解決することに関しては重要。しかし、雇用となった時に、きちんと公益社団法人としてルールに則って契約しなければならない。非常勤契約は今も2名非常勤契約をしている。何曜日の何時から何時まででとして雇用している。

田口：そうすると、我々の通常の日当とは当てはまらないということか。

南本：その通り。当てはまらない。

田口：承知した。

渡邊雅：もう少し具体的に文章で提示してもらえないか。事務の方にもう少しお願いする方法を考えられないか。それとも直接来てもらわないと出来ない仕事があるのならば、それをピックアップ出来ないか。県士会の事務員さんで出来そうな事がまだまだ多い気がする。また、県士会の事務員さんは出張できるのか。

水田：出張は実際に総会の時などにしてもらっている。

渡邊雅：それであれば、労務関係や補償のことを考えると安心なのでは。事務員さんで出来る仕事と県大でなければ出来ない仕事内容をもう少し整理しても良いのではないか。

横山：学会を担当した立場から、外部に参加者の応募システムを委託していた。一部外部の業者に動いてもらっていた。その時も、最初の打ち合わせの段階で業務を整理して、自分達でやるべき仕事の整理もついた。郵送の手配などをしてくれる業者もあるので、今一度整理してから検討してみてもよいのかと思う。

南本：学会の準備委員会にて誤解の部分もあった。業務的に事務室に依頼出来ることと、直接雇用でやらなければいけないことを整理して出していただけると我々の理解度が深まると思う。

今後の学会に関しては、事務負担は会員の皆さんに負担をかけていた。外部委託が増えてきているが、まだまだ業務負担度は高い。その辺も含めてアイデア出しをしていければ。

乙戸：今後負担度を考えると学会業者に依頼してもよいものなのか。費用が上がった方が問題なのか。上尾の事務の方に依頼を都度かけてしまってもよいのか。色々オプションがあった方がよいのかと思った。再度、金村先生と協議し提案させていただく。

原田：参加費の振り込みに関しては間違えられないため大変だと思う。参加者のデータベースがあり入金されれば、処理してくれるような学会業者があると思うので、その辺は委託してもいいのではと思った。

南本：今回に関しては、学会費が無料であるため、そこまで負担はかからない。他県士会の分の費用はあると思いますが。

岡持：埼玉県理学療法士会の口座はオンラインで確認出来るようになっている。学会の通帳もその対象に出来るか確認して見てください。そうすれば、サテライトで振り込みがあったかを確認可能となり、出張しなくても可能かもしれない。

乙戸：オンライン通帳に関しては上尾の事務の方に確認すればいいのか。

横山：ネットバンキングの方法もあるので、お問い合わせいただければ対応する。

南本：持ち返っていただき、再度検討をお願いしたい。

審議の結果、今回の理事会での審議は持ち越し。再度担当者間で検討してもらうこととなった。

【組織運営委員会】教育局改組織について

議長の求めに応じ、菊地組織運営委員会担当理事、赤坂教育局長から資料に基づき教育局改組織について説明があった。

質問は出なかったためそのまま審議に入った。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で承認された。

<報告事項>

【事務局】LINEWORKS 審議について

資料に基づき水田事務局長から報告があった。

【財務局】令和3年度財務状況について

資料に基づき横山財務局長より報告があった。

【財務局】県士会の研修における領収書について

資料に基づき横山財務局長より報告があった。

宇野：OT・STなら1,000円、外なら5,000円、それが2回あった場合は10,000円をいただく事になるので、領収書はしっかりとしたものを発行しなければならないと言う事で提案した。事務室からご本人へ領収書を提供していただくと認識しているのですが、その理解でいいか。

南本：その通り。会計事務所の栗田さんも必要だと言う話だともうがどうか。

横山：確認はとれていないが、本来お金のやり取りがあったら、領収書を発行して手続きをするのが本来だと思う。

南本：領収書には埼玉県理学療法士会の印鑑が必要になってくると思うが。

横山：その運用フローについても検討が必要。発行を県士会の事務室で一元化して、必要な方に送付する。そのフローも検討し入金確認後、事務室で処理が出来るとスマートではないかと思う。

南本：基本は現金を徴収した場合、領収書をお渡しする事が通例。振り込みの場合に関しては、振り込みの控えでも領収書扱いになる。その部分の横山財務局長に再度マニュアルを検討、栗田さんにも確認していただく。振り込みの控えがあればそれで良いとするケースもあれ

ば、逆に当事者から領収書をもらいたいというケースもある。その辺のルール作りをしていただきたい。

横山：今後領収書を使用するにしても、一度審議をあげなければいけない。運用フローと必要の有無などの徴収など含めて運用フローをまとめて提案する。

<その他の事項>

【岡持副会長より】ケアラー支援について

資料に基づき岡持副会長より説明があった。

【南本会長より】埼玉県理学療法連盟との協働に伴う政治活動について

資料に基づき南本会長より説明があった。

原嶋：士会と連盟と協働して政策を作っていくことだが、今回の衆議院議員選挙に関する政策協定のリハ議連所属議員との締結というのは今回どのようにするのかお伺いしたい。

南本：個人の意見だが、今回の政策協定の文章が日本理学療法士連盟からの内容を見たが、県士会での意図になるのかを協議する必要がある。そうでなければ今回の衆議院選挙での埼玉県士会としての動きで協力すると言う部分に関して理事会での議論が必要だと考える。議連の応援は今まで通り問題ない。政策協定を結ぶ際に埼玉県士会としての同行・同席、署名という部分に関してはもう少し理事会内で議論してから政策協定を県オリジナルで組み名簿反映させていくのが、手続き上は会員にも説明がしやすいと個人的には理解している。補足だが、政治活動は県士会で今まで通り行って問題ない。毎年、県自民党には要望書の提出も行っている。今年度も産後の理学療法について提案させてもらった。それが、要望として県の人たちに伝わる形になっている。他県の内容も全国の連盟をもとにプラスしてオリジナルに変えてある資料だと思う。そのような形に作っていかないと考えている。

清宮：今回、PT協会長が言っているのは、政策協定書に加えて各議員への要望書等の書類に関して、県士会と連盟が協働で行う場合しっかりと県士会の理事会を通して理事の意見の総意で行うようにしてほしいということ。

南本：先程の話は連盟と県士会の協定ではなく、その書類を議員に持っていく政策協定書。

清宮：議員連盟に入っている議員全ての方に協定書を持っていくのか。

南本：他県でそのような事例があるということ。それは県士会の中で、協議してまとめてから進めてほしいというのが、PT協会長からの話。埼玉県は活動的には組織的にも出来上がっている。ただ政策協定書について士会長と連盟会長が一緒に行き、そのサインを士会長も連盟会長も行うのかという話についてはまだ理事会では議論していない。

清宮：内容について理事会で議論してほしいということがPT協会長の話。

南本：今後中長期の重点項目を作成予定で、その内容を政策協定書に組み込んでいき、議員に署名をもらっていくという方向性が決まったところ。

清宮：要望書が上がって来た時には、いつも連盟にお願いして先に作ってきた。今回のようなやり方はいいと思うが。

南本：現在でも要望書は、原嶋さんを交え検討している。

清宮：やっていることを形にするということだが、どこまで理事会に上げて行くかは整理が必要ではないか。

南本：今後どのように政策協定書を作成するかということになると思う。今まで行ってきたことは今後もそのまま形を作る。文書で議員と県士会、連盟できちんと一緒にやっていっているので議員にむけてアピールし来年度にもそれをつなげていきたい。あくまでも、埼玉県士会は公益社団法人として県民のためという部分での政策協定にする必要がある。

清宮：内容を吟味する場合は、理事会を通したほうがいい。

南本：その予定。重点項目の作成時に理事で検討していきたいという提案。

原嶋：県士会からも他の都道府県士会は候補者に推薦状を出すというところもあったと思う。もう一点は公益社団法人なので県民のために活動していくということと職能団体という役割を果たしていく必要がある。自らの専門性の維持向上を含め専門職としての待遇利益の改善、保

持、維持を行う団体だと思う。そういった意味でも県士会の政治活動も重要になってくると思う。

南本：先ほど説明した通り政策協定あるいは政治活動を含めて連盟と協働して進めていくという形で政策協定も11月の衆議院選挙までに議論できれば理事会で最善の策。個人名を出して選挙協力をお願いすることは県士会としてはできないで政策協定でも気を付けないといけないところ。原嶋連盟会長と情報交換しながらPT協会長ともいろいろと連絡を取っているので理事にも提供させていただきながら進めていければと思っている。

【南本会長より】埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例について資料に基づき南本会長より説明があった。

南本：積極的に関わっていきたいと思っている。埼玉県の担当部局に問い合わせをかけたいと思っている。広報局や事業局にご協力を頂かなければならない部分があると思っている。JR東日本も埼玉県とタイアップして進めている。市民の会なども動いている。議員さんも動いている。

渡邊雅：最初は南本会長が窓口として進めるのか。

南本：庶務部と連携する。

原田：広報局で関係作りを進めていきたい。

南本：是非お願いしたい。広報局・事業局とでも繋がっていただけたら。東京都士会と繋がって関東全域に広がって行けたらと思っています。

【水田副会長より】高年齢労働者の就労支援に関するモデル事業の実施にかかる公募について資料に基づき水田副会長より説明があった。

水田：どなたかに会議参加していただきたい。職関関連担当者宛てに来ている。

岡持：参加する。

【水田副会長より】協会と士会の意見交換会について

11月16日拡大理事会前に協会との意見交換会を実施予定18:30から30分の時間限定で進めたい。事前に協会から資料をもらって皆さんと共有、協会への要望があれば事前に意見を集めてその答えを16日にもらおうと思っている。詳細はLINEWORKSにアップする

南本：拡大理事会前のため部長たちにも参加をお願いしたい。

【南本会長より】新入会の減少に対する

時間が無いので意見をメールで送信していただきたい。課題は分かっていると思うのでその課題解決のためのアイデアを出していただきたい。LINEWORKSや11月の拡大理事会で議論したい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、21時23分、議長は閉会を宣し、解散した。この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印